

業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

1 件名

第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務委託

2 履行期限

契約締結した日から令和6年3月末日まで

なお、業務内容別の履行期限については個別に指定した期限による

3 履行場所

横浜市内

4 業務目的

「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画（以下「現行計画」という。）」が令和6年度に終了することに伴い、「第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画（以下「次期計画」という。）」の策定に向け、本市の子育て家庭の状況や意向を把握するための調査・分析及び次期計画の骨子案作成支援等を実施する。

次期計画では、子ども・子育て支援法で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出や現行計画の子ども・子育て支援施策に加えて、本格的な人口減少社会を迎える中で、安定した行政サービスの提供など持続可能な市政運営を実現するため、子育て世帯に「住みたい・住み続けたい」と思っただけのよう、本市が実施すべき子育て世帯への効果的な施策を盛り込むための検討を行う。

<前提条件>

本業務は、本市の子ども・子育て支援事業計画策定に向けたものであるため、次期計画においても現行計画に掲げる「目指すべき姿」等根幹となる部分は継承していくが、施策や事業・取組については、本市が今後実施すべき子育て世帯への効果的な施策を検討する調査であることを念頭に新たな視点で検討するものとする。

5 調査の概要

(1) 調査の種類、調査対象、標本数

調査の種類	調査対象	標本数
ア 未就学児の保育等に関する現状及び保護者ニーズ調査	0～5歳児の保護者	64,000人程度
イ 小学生の放課後等に関する現状及び保護者ニーズ調査	6～11歳児の保護者	66,000人程度
合計		130,000人程度

※回収率 50%（内訳は郵送回答 50%、インターネット回答 50%）を想定

※ア・イの調査票は、日本語版・日本語ルビふり版・英語版・中国語版（簡体字）を作成

(2) 抽出方法

標本は、委託者が住民基本台帳から無作為抽出

(3) 調査方法

郵送による配付・回収及びインターネット回答

※回答者は、郵送又はインターネットのいずれかを選び回答

(4) スケジュール

～7月	調査票作成
10月	調査実施期間
10月～12月上旬	調査票回収、回収データの入力
12月中旬～	集計データの分析開始
2月	集計結果報告書の提出

6 業務内容

- (1) ニーズ調査 ※調査票（日本語ルビふり版・英語版・中国語版（簡体字））の作成、調査票の印刷・発送・回収、インターネット回答フォームの作成、郵送回答のデータ入力は、委託者において行う。

ア 調査項目・設問の検討、設計、提案【期限：7月まで（予定）】

調査票については、下記(ア)から(ウ)に留意しつつ、委託者の案をもとに協議し作成すること。

また、設問数は自由記述を含み、未就学児の保育等に関する現状及び保護者ニーズ調査は最大 100 問程度、小学生の放課後等に関する現状及び保護者ニーズ調査は最大 80 問程度とし、回答者の負担軽減のため、設問配置等について工夫・配慮すること。

(ア) 子ども・子育て支援法等に定める計画策定の趣旨等の反映

・国から示される最新の子ども・子育て支援事業計画に関する指針や調査項目

(イ) 本市が目指す方向性を理解し、次期計画に必要な施策検討に資する提案

・横浜市中期計画 2022～2025 の「基本戦略」及び「共にめざす都市像」
・令和 5 年度予算案の特徴

(ウ) 昨今の子育て家庭のニーズを踏まえた次期計画に必要な施策検討に資する提案

・横浜市外転出者・市内転入者意識調査（令和 4 年 6～7 月実施）
・子育て世帯アンケート調査（令和 4 年 10 月実施）

イ 集計及び分析（市分及び 18 区分）

(ア) 単純集計結果報告

未就学児調査結果及び小学生調査結果の単純集計の実施

(イ) クロス集計・分析結果報告

①国の「市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（作業の手引き）」（以下「作業の手引き」という。）に基づき、未就学児童調査結果及び小学生調査結果についてクロス集計して、「家庭類型の分類」、「教育・保育の量の見込みの算出方法」等の詳細な分析を実施。

- ②『横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査結果報告書』（平成30年度版）を参考にして、未就学児童調査結果及び小学生調査結果についてクロス集計して、詳細な分析を実施。

<結果報告書（平成30年度版）>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kodomo/sonota/shingikai/kosodate/tagengo.html>

- ③横浜市中期計画 2022～2025 の基本戦略を踏まえた、次期計画に必要な施策検討に資する新たな視点での分析

(ウ) 自由記述は、子どもの年齢別や類似する単語にグループ分けするなど、テキストマイニング手法等を活用し、出現頻度や相関関係等を分析すること。

(エ) その他、必要に応じて、委託者と協議の上、行う。

ウ 報告書の作成

調査の結果と分析をまとめ、調査全体の報告書を作成する（平成30年実施時の報告書を参考とすること）。

また、報告書への掲載内容や体裁等については、委託者と協議しながら作成する。

- (2) 「第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画 骨子案」の作成支援【期限：2月末】

調査の分析等をもとに、本市の子ども・青少年や子育てを取り巻く状況、施策体系、各基本施策の現状・課題及び目標・方向性など、委託者と協議し、「第3期横浜子ども・子育て支援事業計画 骨子案」作成の支援を行う。

7 成果品の提出

- (1) 集計・分析データ

ア 単純集計結果（電子データ）【12月下旬】（市分及び18区分）

イ 「家庭類型の分類」及び「教育・保育の量の見込みの算出方法」分のクロス集計・分析結果報告（電子データ）【1月中旬】（市分及び18区分）

ウ 全体のクロス集計・分析結果報告（電子データ）【1月下旬】（市分及び18区分）

エ 報告書（電子データ）【2月中旬】（市分）

- (2) 報告書作成【2月下旬】（市分）

簡易製本 100部

- (3) 骨子案の作成

第3期子ども・子育て支援事業計画 骨子案（電子データ）

- (4) 上記成果品の電子データは、ホームページでの公表を前提にデータ容量等に配慮することとする。（記録形式等は別途調整）

- (5) 成果品（写真・イラスト等を含め）作成した資料及びその著作権は横浜市に帰属するものとし、原則公開とする。横浜市は2次使用を含めて、これらを自由に利用できるものとし、これにより協働事業者に生じた、いかなる損害についても横浜市は責任を負わないこととする。

- (6) 成果品の提出先は、横浜市こども青少年局企画調整課とする。

8 成果物の帰属

本契約に係る成果物は、本市に帰属するものとする。委託業務の成果物として作成したデータを、受託者が他の用途のために複製したり、第三者へ提供したりすることを禁止する。

9 個人情報の保護

本契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

10 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項の遵守

本契約による事務を遂行するにあたっては、別記「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

11 秘密の公開の禁止

受託者が、委託業務の履行に伴い、またはこれに関連して知り得た業務上の資料または知識を第三者に漏えいすることを禁止する。

12 その他

- (1) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容にかかわらず、委託者と協議の上、行う。
- (2) 業務の進ちょく状況等を概ね2週間毎に報告・調整する。
- (3) 業務の全部を再委託することはできないこととする。